

## 会議録

会議の名称	第1回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成29年5月18日（木） 10時00分から12時00分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟A会議室
出席者	（委員）伊藤委員、田中委員、松尾委員、土谷委員、村田委員、保谷委員、都築委員、大谷委員、清水委員、今安委員 （事務局）五十嵐課長、北原主幹、永井係長、師岡主事
議題	（1）情勢報告 ① 生産緑地法の改正について ② 平成34年への対応について （2）平成29年度 第2次農業振興計画の事業について ① 後期計画に向けた見直し ② 各事業の展開について ③ 市民農園について （3）農業振興計画と市の事業との関連について ① 公園事業と関連した取り組み ② 「健康」など市の事業と関連した取り組み ③ その他
配布資料	資料1 農業振興計画推進委員会資料 資料2 生産緑地法の改正案が閣議決定しました（東京都農業会議） 資料3 平成27年度都市農業実態調査・都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書 資料4 第2次基本構想・基本計画【概要版】 資料5 第2次基本構想・基本計画（P.157） 資料6 平成29年度西東京市予算編成方針 資料7 第2次農業振興計画施策一覧 資料8 市民農園各市の状況（平成28年4月時点） 資料9 西東京市公園実態調査報告書（抜粋） 資料10 西東京市の農業振興施策の概要及び課題
参考資料	第2次西東京市農業振興計画／農業委員会だより（第21号）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： ただいまより、第1回西東京市農業振興計画推進委員会を開会させていただく。開会前に事務局から発言を求められているので、これを認める。</p> <p>○事務局： 4月1日付でJA東京みらい保谷支店の人事異動があったので、紹介させていただく。 これまで大村委員にご出席いただいていたが、異動のため、後任に清水真一西東京地区統括支店長に本委員会委員をお務めいただくこととなった。</p> <p style="text-align: center;">＜委嘱状交付及び清水委員よりご挨拶＞</p> <p>○事務局： 次に、前回の当委員会をご欠席された田中委員よりご挨拶をいただく。</p>	

<田中委員よりご挨拶>

○委員長：

本日は杉山委員と藤波委員より、欠席の連絡をいただいている。まず、傍聴者の確認をお願いする。

○事務局：

(「傍聴者なし」の報告)

○委員長：

資料の確認をお願いする。

○事務局：

(配布資料の確認)

○委員長：

次第にしたがって、議事を進める。議題1「情勢報告」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料1及び資料2により、生産緑地法の改正による指定要件の下限面積の変更、特定生産緑地制度等について、税制改正の方向性、市の農地の現状、生産緑地指定延長に関する市内農業者の考え、農地に関する報道、等について説明。)

○委員長：

この件について、何かご質問はあるか。

○委員：

生産緑地に指定されていない農地というのはどのようなものなのか。

○事務局：

転用等に規制がかからない農地である。

○委員：

固定資産税等が高くなっているのか。

○事務局：

宅地に準ずる形となっており、概ね宅地の課税の3分の1程度の評価となっている。農地であるので、農地として耕作等の管理はされている。

○委員長：

生産緑地制度の改正に関連する部分としては、第3次農業振興計画との兼ね合いが大切なところとなっていると考える。現時点での想定スケジュールについて、改めてお聞かせ願いたい。

○事務局：

第3次農業振興計画については、平成36年度から始まる計画なので、策定は前年度の平成35年度に行うこととなる。

○委員長：

策定の前年度に、現行の生産緑地の行為制限の期間が終了するというので、そこで買取り申し出が多発する可能性がある、ということは注目しておくべき点である。他に何かご質問はあるか。

(発言なし)

○委員長：

では次に、議題2「平成29年度 第2次農業振興計画の事業」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料3から8により、現行の第2次西東京市農業振興計画の後期計画策定における個別事業の見直し、見直しに係るデータ収集及び事業者等からの意見聴取の必要性、市の第2次基本構想・基本計画の概要、現在実施している施策の状況、市民農園の状況、等について説明。)

○委員長：

第2次農業振興計画の後期計画策定が平成31年度に行われるということが、直近の課題として挙げられる。今年度及び来年度は、当委員会の中では、策定に向けた課題発見と今後の展開について検討していくことになると思う。検討にあたっては、市の個別事業をそれぞれ評価していくことが大切だが、この議題では他部署の事業との関連性等も検討するので、その際に農業振興計画の中で検討すべき事項なのか、他の計画と絡めて実施していくべき事項なのかということも含め、農業振興計画の中でやるべきことについては各委員からご意見をいただきたい。

○委員：

東京都も平成24年度に制定した農業のプランを見直しているが、中間見直しではなく、全く新しい計画策定を行う予定になっている。平成27年度に都市農業振興基本法が成立したことが大きな理由であり、生産緑地関連法や税制の改正等の要素も含めることが狙いである。現在の西東京市の農業振興計画に記載されている個別事業については、まだ不十分な部分が多いと感じている。例えば、「多様な担い手が生きがいやりがいを感じる農業経営」という項目に、認定農業者の増加という内容は入れるべきである。都の補助事業の取組などとも絡めて、どのような事業を実施しているのか、実績等も盛り込んで策定した方が、説得力のある計画になると思う。

○委員長：

他自治体での、都の補助事業の実施状況については、事務局では把握しているか。

○事務局：

情報については今後把握していく。

○委員：

市内の施設でボランティア作業をしたことがあるが、家族労働の厳しさというものを感じた。行政からの一方的な施策ではなく適切な支援を行えなければ、農業者が発展していく難しさがあると思う。

○委員：

地方の農業振興地域と異なり、都内の農業は大きな類型で分けることは難しく、農産物も様々な種類で分かれているので、特定の品目だけに着目する計画では意味があまりないと思う。実際に農業者がどのように経営を向上させたのか、というところは明確にしておかなければいけな

い。例えば野菜経営と一口にいても、様々な営農類型があるので、自分がそのどこに含まれているのか、ということ認識できるような計画である必要があると思う。

○委員長：

生産者からすれば、生産した物が売れるということは当然であり、それを踏まえた上で都市農業が持続していくために必要な取り組みが望まれていると思う。現在、市が実施している事業について、ご意見があればお伺いしたい。

○委員：

体験農園を運営しており、市民の方々と交流しているが、もしこの形式でなかったら農地が適切に維持できただろうかと考えることがある。市民が畑に入るということは市民が畑を見るということであり、そうすると農業者としてすべき農地の管理が不十分ではいけないし、収穫物の出来にも気を配る必要がある。そこから考えると、市民の方との距離が近く、農地に入っただけのような環境は、農業者の営農意欲にもいい影響があり、また、継続していくために大切な要素となる市民の農地保全に関する好意的な意識の醸成にも効果的だと思う。市の事業の中では、例えばめぐみちゃんメニュー事業については、現時点で出荷できる物量が少ないのでメリットは大きくはないが、農商工連携という点から長い目で考えてみると、効果的な事業といえる。農業者の中には、地域での活動をどのように行ったらいいか、という迷いを持っている方も多くいると思う。私自身も職場体験や、小学生の社会科見学を受け付けることもある。それらは大切なことだと思うが、農業者に負担がかかる部分が多いので、しっかりと教育関係との調整の上、市でも計画の中で重要な事業として位置づけていただき、ひいては何らかの援助があると、市民からの農業体験に係る要望も受け付けやすくなると思う。

○委員長：

事務局には、教育担当部署との調整を充分に行っていただきたい。

○委員：

市の事業であるので、農地の公共的な役割が重視されるところが多いと思うが、農業の原則には自作農主義という考えがあり、そこを考慮すると、農家の所得向上により経営を維持する仕組みが計画で示されることが大切だと思う。そうすることで、農地の維持管理にかかせない後継者の確保にもつながると考えられるので、後継者が安心して農業に取り組めるよう、経営を安定させる方策がないかを、国や都とも連携しながら検討してほしい。現在、農業委員会の総会において、生産緑地の買取り申し出に係る申請が毎月のように申請されている。相続により農地を売却せざるを得ない農家が多数おり、その結果として農地が減少し、それに伴い営農意欲の減少等が引き起こされてしまう。いかにして所有している農地を守って次に世代につなげていくかを考えることも大切だと思う。

○委員：

平成7年から、公民館の社会教育事業と連携して農業を知る講座を始め、現在も年間50名の市民を対象に近隣の農業者やボランティアと協力しながら、継続して実施している。その2年後には、市民農園の開設要望があり、相続をきっかけとして農家開設型の市民農園を始めた。市民とのつながりを多く持てるようになることにより、適切な農地管理を意識するようになる部分があったので、市民が入りやすい農地というのは様々な面で効果的な意味も多いし、市民に農業に関する知識を深めてもらえるという部分にもいい影響がある。適切に農地を活用するという方法を考えていくことが、農地の維持には欠かせない。様々な営農類型があるので、農業者の意欲向上のためにも、少数派だとしてもしっかりと認識されるように取り上げてほしいし、それを見た他の農業者にとっても意味のある有用な情報となるように、発信していただきたい。

○委員長：

先ほどの事務局からの説明の中に、市民農園の見直しについても含まれていたが、何かご意見はあるか。また、見直しをするとなると他の自治体の状況等もしっかりと把握する必要がある。

○委員：

市民農園については、各市により色々な問題はあると思うが、ニーズは非常に大きい。市民農園は諸々の制度から原則として生産緑地に指定されていない農地で行うこととなっているが、それ故に持続性がないということが一つのジレンマとなっている。現在、生産緑地や納税猶予等の規制による縛りがかかっている農地について、国において賃貸借が可能になる仕組みの検討が行われており、そうすると農家開設型の市民農園がもう少しやりやすくなると思われる。

○委員長：

市民農園の方向性については、本日結論を出すものではないので、現時点では今後に向けて意見を聞くことにしたい。何か意見があるか。

○委員：

市民にとっては、農地や税制の問題は非常に難しいところである。市民農園自体は、需要としては非常に大きいものがあると思っている。平成34年に現行の生産緑地制度が終了するが、市民農園を増やすことは検討できないか。また増やすことによる弊害はあるのか。開設費用等がかかると思うが、市民の要望は一定程度あると思うので、もし増やせるようであれば検討してもいいのではないか。現在の管理費については、どのような内容なのか。

○事務局：

表で示している通り、市民農園5か所で1,694,000円かかっている。内容としては、市民農園の日常的な見回りに係る管理委託費が最も大きく、他には水道料、郵便料、減免となっている固定資産税や人件費等があり、財政的な負担は比較的大きい。どのあたりまで市が運営に関与すべきなのか、という点については、議論を継続していきたい。

○委員：

どのような条件を整えば、市民農園を増やすことができるのかということまで議論ができるといいと思う。話は変わるが、農業公園という言葉が議会でも上がっているとのことだが、具体的にはどのようなイメージのものなのか。

○事務局：

現状では市内には存在していないが、イメージとしては、買取り申し出が出た生産緑地を利用し整備された公園で、誰にでも利用できる形態であり、園内で農産物が作られているということが特徴であり、収穫祭や種蒔き除草作業等を利用者自身が担う、という形態が基本であると認識している。

○委員長：

今後買取り申し出が出た時に、市としてどのように活用ができるか、買取りが出来るのかという点が重要な部分である。市民農園の負担金見直しという部分については、単に委員会の中で金額がいくらが妥当か、というのを話すためには様々な方法を考える必要がある。方法としては、例えば歳入と歳出の帳尻を合わせる、ということもできると思う。一方で、教育関係や農地をもった共同住宅建設等による定住者の獲得施策関係等と併せて考えることで、別の価値を位置付けることができれば利用者負担額が安くてもいいという意見が出てくるかもしれない。いずれにせよ、簡単には結論は出ないので、単純に金額をいくらにする、という部分は決めにくい部分はある。現段階では結論を出すということではなく、様々な観点からの意見をいただくことに意味が

あると考えている。買取り申し出のあった土地を市が購入するという部分は、農業公園について考えてみると、農業振興の中だけの話ではなく、市民サービスとしてどのように提供するか考えることも重要であり、市の施策の軸である「健康」応援都市というテーマとのつながりも考える必要があると思うので、次の議題の中で議論をいただきたい。

○事務局：

市のまちづくりの根底である市の基本構想・基本計画についても、農業振興計画と同じタイミングで計画見直し等が行われている。農業振興計画の中で伺った様々な意見を、いかに市の基本計画につなげていけるかというところが重要であると考えている。現状、市の経常収支比率については92.5%となっており、西東京市については他自治体と比較して裁量による財源対応が厳しい状況にある。そうしたことも念頭に置いていただきつつ、各委員には、市内の農業農地がどのように見られるべきかという「視点」の部分、厳しい状況の中であるが、必要経費としてどのように費用を確保するかという「財政」的な部分、農業者、市、JA、国、都、民間事業者等がどのようにつながるかという「連携」の部分、という3つのポイントでご意見をいただきたいと考えている。市の人口は、平成32年度で頭打ちとなり、以降は緩やかに減少していく見込みである。それに伴い、生産緑地の買取り申し出による宅地造成も減少していくと思われる。また、オリンピック・パラリンピックの開催により、インフラ整備等が行われることによる農地への間接的な影響や、地産地消の魅力の発信に関する事業の創出等も考えられる。また、高齢化による次世代の担い手をどうするかという問題、消費税の増税による農業用資材の高騰問題、等と様々な事態が想定される。委員会の中でのご意見を集約し、どのような視点で、市が農業・農地を見ているか、という視点を市として示すことが重要なので、その要素が確実に含まれた視点を、市の総合計画にも盛り込んでいきたいと考えている。

○委員長：

まちづくりという視点の中では、農業者が適正な評価を受けているということが大切なことである。市の基本計画にどのように入り込んでいくか、というところを念頭におきつつ、委員会で議論を行っていければと思う。では次に、議題3「農業振興計画と市の事業との関連について」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料9及び資料10により、市内の公園の状況、「健康」との関係性、農業振興計画との関連性をどのようにもたせるかという部分について意見をいただきたい旨説明。)

○委員長：

現在市が実施している事業が示されているが、これらが最終的に市内にある様々な営農タイプの農業者を応援するような形になることが理想的である。各課題について議論を深めるということは今後は行っていきたいと考えているが、本日の段階での成果としては、農業に関連する分野において、他部署との連携ができる可能性が見えてきたという認識をもっている。

○事務局：

事務局としても、他部署との関連性があるということを改めて認識したので、このような連携をしたらいいのではないかと、このようなPRが望まれているのではないかと、という具体的な意見をいただきたいと思っている。

○委員長：

何か意見はあるか。

○事務局：

資料10のキーワードについては、都市農業振興基本法の第3条から抽出している。国で制定された都市農業振興基本法をどのように市の事業に反映していくか、というところが求められていると認識している。表については、その考えを元に当てはめて作成したものである。

○委員：

販路拡大の機会提供というところについて、公園での販売会の実施にあたり出店料を求められており、農業者側にとっては負担となっている部分がある。調整ができないかと考えて働きかけたところ、管理者にとっては日常的な管理費に充てるという考えがあるため、なかなか調整が難しい部分があった。民間事業者である指定管理者が入っている部分なので、仕方がないところもあるとは認識はしている。

○委員長：

市の直営で無いので難しいところがあるとは思いますが、農業振興という立場から、今のような意見を、農業者の声として他部署にも届けていただきたい。

○事務局：

計画策定にあたっては、農業者の声を集約するという点が非常に重要な部分になるので、各生産団体へのヒアリング等を積極的に実施していく。本日はあくまでも全体像を示した段階であるが、今後は行政のフィールドの中で、どの事業にどの部署が関連するのかということをはっきりさせることも必要であると考えている。

○委員長：

様々な課題が出てくると思うが、収入の増加という部分が重要であるという考え方もあるし、生産者の販路の拡大が農業振興の中で重要な部分だという考え方もある。農業振興の中で対応策を考えていく、ということも求められる。事務局の中で、農業者の声として参考意見にしていきたい。

○委員：

場所代を支払うことで採算が採れるのか。

○委員：

個人ごとに見ると、販売分は売上となっているので利益は出ている。

○委員：

安心して食べることができる農産物という部分をPRしたりすることも、利益を取っていく販売をするには重要なことだと思う。

○委員：

安全安心な農産物を売るということは、付加価値をつけるという意味では有効だと思うので、農業振興計画の中にはぜひ明確に位置付けていただきたい。

○委員長：

事務局には、各委員の意見を集約しながら、関連する他部署と関係性を作っていくという部分を意識して、計画策定にあたっていただきたい。他に何か意見はあるか。

(発言なし)

○委員長：

無いようなので、これで議題については、終わりとする。

(次回の農業振興計画推進委員会の日程調整)

○委員長：

以上で、農業振興計画推進委員会を終了する。

《閉会》